

無輸血治療に関する当院の方針

I 宗教的輸血拒否患者に対する診療方針

東千葉メディカルセンター（以下、「当院」という。）は、宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんに対する診療方針を次のとおりとします。

「輸血以外に救命手段がないと医学的に判断される場合には、医師の裁量により輸血を行います」（以下、「相対的無輸血治療」といいます）。

II 診療方針の基本的考え方

当院では、宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんの思想や自己決定権については最大限尊重した上で、代替療法及び無輸血で手術を行える可能性について説明いたします。しかし、担当医を含む複数医師の判断により輸血療法が救命のため、もしくは生命に直結する重大な臓器障害を避けるために必要不可欠であると判断した場合は、輸血療法を行います。

なお、当院では、患者さんや付添人が持参するいわゆる「免責証書」ないし類似の書面への署名やお預かりはいたしません。

この考え方については、患者さんの年齢や判断能力の有無にかかわらず適用し、当院における宗教的理由により輸血を拒否される患者さんに対する診療の基本方針とします。

III 具体的な対応

1 手術・検査等までに待機的な時間がある場合

医療行為において出血を伴う検査や手術となることが予見され、輸血療法の可能性が見込まれる場合、主治医は患者さん・ご家族（または代理人）に対して当院の方針を十分に説明し、相対的無輸血治療の同意を得られるよう努めます。

その結果、同意が得られた場合は同意書を徴取のうえ相対的無輸血治療を実施しますが、同意が得られない場合は速やかに他院への転院を勧告します。

2 緊急時の場合

以下①、②に定めるような緊急時であって、患者さんから同意を得ることが困難な場合には、相対的無輸血治療を実施します。

- ① 緊急搬送された患者さんが、病院到着時点ですでに生命の危機にある場合
- ② 手術などの治療中に、予想をしていなかった重大な出血などが発生し、生命の危機にある場合、または重篤な後遺症が残る可能性が高いと判断した場合

3 患者さんが未成年（18歳未満）の場合

患者さんが未成年であっても当院の方針に変更はありません。患者さん自身の判断能

力の有無に応じて、以下の対応を行います。

A. 15歳以上で、かつ、判断能力のある未成年者（判断能力の有無は担当医が判断する）の場合

1. 患者自身が輸血に同意している場合：患者から「輸血同意書」をもらい、必要に応じて輸血を行います。
2. 患者自身は同意せず、親権者が同意する場合：待機的な時間がある場合は他院への転院を勧告します。緊急時の場合は親権者から「輸血同意書」をもらい、必要に応じて輸血を行います。
3. 患者本人及び親権者の同意が得られない場合：速やかに転院を勧めます。

B. 当事者が15歳未満または判断能力のない未成年者の場合

患者の生命に危険が迫った緊急時は、親権者が輸血を拒否している場合でも、必要に応じた輸血治療を行います。親権者の同意が全く得られずむしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所、福祉事務所等に通告することがあります。